

平29福情答申第10号

平成30年 3月19日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(住宅都市局住宅部住宅計画課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき,平成29年1月12日付け住計第379号により諮問を受けました下記の審査請求について,別紙のとおり答申いたします。

記

「特定道路整備工事の件で,施工業者である特定業者が急遽工事を辞退した理由」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定道路整備工事の件で、施工業者である特定業者が急遽工事を辞退した理由」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年10月17日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成28年10月5日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成28年10月17日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年12月19日、審査請求人は、本件決定のうち契約解除理由の一部を公開しないと部分に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張している。

- (1) 契約解除理由の非公開の理由が、個人の権利利益が害されるおそれがあるためとなっているが、一方的な見解である。
- (2) 契約解除理由が公開されない場合、審査請求人の権利利益が害され、財産の保護に支障を及ぼすことになる。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年12月20日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、特定道路整備工事に係る特定業者との請負契約について、特定業者が提出した解除理由等が付された「契約解除願」である。

(3) 本件決定を行うに至った理由

ア 契約解除理由の一部は、特定の個人を識別できるおそれがある情報であるため、又、個人の権利利益が害されるおそれがあるため、条例第7条第1号に基づき非公開としたものである。

イ 特定会社の印影については、個人でいう実印に相当する丸印であり、公にすることとなれば、印影を偽造されることと等により、財産の保護に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例第7条第3号に基づき非公開としたものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 本件公開請求において、実施機関は、特定業者から提出された平成28年10月13日付けの文書である「契約解除願」を本件対象文書として特定している。審査請求人は、特定業者が工事を辞退した理由に係る情報を求めており、当該文書には、特定業者が契約解除を申し入れる理由が記載されていることから、当該特定は妥当であると判断する。

(2) 実施機関は、本件対象文書において、契約解除理由の一部については条例第7条第1号、特定業者の印影については同条第3号に規定する非公開情報に該当するとし、これらの部分を被覆したうえで公開していることが認められる。

(3) 審査請求人は、実施機関が非公開とした部分のうち、契約解除理由の一部の公開を求めており、特定業者の印影については争いがないため、以下、当審査会において、契約解除理由の一部に係る部分が条例第7条第1号に該当するか否かについての検討を行う。

2 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、同号ただし書イの規定は、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、同号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第1号該当性について

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、実施機関が非公開情報とした部分は、第1号本文に規定される特定の個人を識別することができる情報が含まれていることが認められる。しかし、審査請求人は、審査請求

書において、契約解除理由の一部が非公開とされることによって、審査請求人の権利利益が害され、財産の保護に支障を及ぼすとの主張をしていることから、以下、同号ただし書イの該当性について検証する。

イ 第1号ただし書イは、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報に公にする必要性・正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、公文書公開請求の制度は、何人に対しても等しく当該情報を公開するものであるから、公開を求める者によって公開・非公開の判断が変わることとはない。

ウ これらを踏まえて本件審査請求について考えると、公文書公開請求によって契約解除理由の一部に係る部分を公開することが、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益に優越する事情があるとは考えにくく、第1号ただし書イに該当するとは認められない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年1月12日	実施機関からの諮問
平成29年10月31日	実施機関が弁明意見書を提出
平成29年12月20日（第2部会）	実施機関から意見聴取・審議
平成30年1月24日（第2部会）	審議
平成30年2月26日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克, 北坂尚洋, 勢一智子, 山下亜紀子